

## 1級建築施工管理技術検定試験も受験する一級建築士試験申込者へ

平成30年4月

中央指定試験機関  
(公財) 建築技術教育普及センター

平成30年の「一級建築士試験（設計製図の試験）」と「1級建築施工管理技術検定実地試験」がともに、平成30年10月14日（日）に実施されることから、両方の試験を受験される方を対象に、「1級建築士施工管理技術検定実地試験（臨時試験）」を実施することになっております。

そのため、両方の試験の受験を検討される方は、裏面別紙（1級建築施工管理技術検定実地試験（臨時）の実施について）をご参照ください。

（問い合わせ先）

～一級建築士試験について～

中央指定試験機関

（公財）建築技術教育普及センター

TEL : 03-6261-3310

<http://www.jaeic.or.jp/>

～1級建築施工管理技術検定について～

指定試験機関

（一財）建設業振興基金 試験研修本部

TEL : 03-5473-1581

<http://www.fcip-shiken.jp/>

## 1 級建築施工管理技術検定実地試験（臨時）の実施について

平成30年度については、「1級建築施工管理技術検定実地試験」と「一級建築士試験（設計製図の試験）」がともに、平成30年10月14日（日）に実施されるため、平成30年度に両方の試験（実地試験と製図試験）を受験される方を対象に、1級建築施工管理技術検定実地試験（臨時）（以下「臨時試験」といいます。）を実施します。（試験問題は、10月14日実施のものとは異なります。）

詳細は、国土交通省及び1級建築施工管理技術検定の指定試験機関である（一財）建設業振興基金のホームページでお知らせするほか、平成30年度の1級建築施工管理技術検定に申し込まれた方のうち対象となる可能性のある方<sup>(※)</sup>に（一財）建設業振興基金よりご案内を送付します。

一級建築士試験「設計製図の試験」については、必ず定められた期限内に（公財）建築技術教育普及センターへ申込みをしてください。（一級建築士試験「設計製図の試験」では特例措置はありません。）

臨時試験は平成30年11月11日（日）に実施することを予定しています。正式決定後に、官報、ホームページ等でお知らせします。なお、平成31年度以降、両試験を同日に実施することを定例とする予定はありません。

(※) 対象となるのは、以下の①及び②の両方の試験に合格された方のうち、平成30年度に「1級建築施工管理技術検定実地試験」と「一級建築士試験（設計製図の試験）」の両方を受験される方です。また、臨時試験の受検は正規の申込期間（平成30年2月2日～2月16日）に申込みされた方に限ります。

- ① 平成29年度または平成30年度の1級建築施工管理技術検定の学科試験
- ② 平成28年度から平成30年度のうちのいずれかの年度の一級建築士試験「学科の試験」